

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

【基本的な考え方】

当社は、「より豊かな未来をひらく」を企業使命とし、「お客様の安心と喜びのために」を提供価値とする企業理念のもと、人と地球環境を大切に
する企業として公正かつ誠実な企業活動に徹し、常に新しい技術と高い品質を追求しつつ利益重視の経営を行うことにより社会への還元
をすることを企業集団の基本姿勢としております。この基本姿勢を実行に移すため、2006年5月の定時取締役会において「業務の適正を確保する
ための体制の整備に関する基本方針」を策定しました(当該基本方針は、会社法の改正に伴い、2015年5月の定時取締役会において、改定を行
っております)。

当社は、執行役員制を導入し、あわせて取締役会の機能強化を図り、取締役会が有する「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行機能」
を分離し、前者を取締役に付与し、後者を代表取締役及び執行役員に付与しております。これにより、取締役会は当社グループ全体の視点に
立った経営意思決定と経営全般を指揮監督する役割責任を担っております。

【基本方針】

当社は、「コーポレートガバナンス・コード」に則り、コーポレートガバナンス強化の取組みを推進することで、経営の効率性や公正性の更なる向
上に努めます。

1. 株主の権利・平等性の確保

株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備とそのための積極的な情報開示に努め、株主の権利・平等性を確保いたします。

2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上をはかるため、お客様、お取引先様、地域社会のみならずはじめてとする様々なス
テークホルダーへの適切な情報開示や対話を行います。

3. 適切な情報開示と透明性の確保

情報開示につきましては、法令に基づく適時開示のほか、ステークホルダーのみならずに広くご覧いただける媒体(当社ウェブサイトや統合報告
書等の発行物)で、非財務情報を含む当社状況につき適時・適切な開示を行います。

4. 取締役会の責務

明電グループ企業理念に基づき、中・長期経営計画を策定し、その実行に際する意思決定と業務執行の監督を行うことにより、当社グループの
中長期的な企業価値の向上に努めます。

当社は執行役員制を導入しており、代表取締役及び執行役員には業務執行機能を付与し、取締役会には意思決定機能と監督機能を付与する
ことにより、迅速な業務執行と取締役会における明電グループ全体の視点に立った意思決定・監督を行うことにより、役割を明確化しその任務を
全うします。

5. 株主との対話

当社では、当社の中長期的な企業価値向上に資する対話を希望する株主との対話を行う際には、合理的な範囲で経営陣幹部が対応することを
方針とします。

また、上記の対話の前提として、各種説明会・IR等の機会や、当社ウェブサイトや統合報告書等の発行物による情報開示等を充実させることに
努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

<原則1 - 4 政策保有株式>

当社は、市場等の状況を踏まえ、中長期観点からの取引の維持・拡大、及び提携・アライアンス先等のパートナーとの中長期的な協力
関係の担保・強化を目的とし、企業価値の向上に資する政策保有株式については保有し、保有意義や合理性が認められなくなった政策保有株式
については、売却の検討を行うことを基本方針としております。

この方針のもと、現在保有している上場株式につきましては、銘柄毎にそのリターン(配当金・関連取引利益額等)と時価の比率が目標資本コス
トの水準に達しているかという点や、政策面の要素等を総合的に判断し、保有又は縮減を決定しております。

政策保有株式に係る議決権の行使については、発行会社の企業価値の向上に資するか、当該有価証券の保有目的と整合しているか、発行会
社における重大な企業不祥事の有無及び当社の企業価値に与える影響等を総合的に勘案し、その議案の内容を個別に精査し行使してあり
ます。

<原則1 - 7 関連当事者間の取引>

当社では、会社法に則り、当社取締役会規則において利益相反取引や競業取引を取締役会決議事項とする旨を定めております。

また、競業が認められる会社の役員を務めている取締役については、取締役会において利益相反取引と競業取引の承認及び取引状況の報告
を実施しております。

<原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮>

当社は、明電舎企業年金基金に加入しております。

明電舎企業年金基金は、資産運用委員会を設置しており、委員会で決定した運用方針に基づき、四半期毎にその運用状況を委員会で確認しております。

また、委員の中に財務部門責任者、担当者を配置するとともに、運用コンサルタント会社を活用し、積立金の運用に関する専門的知識を充実させる体制を整え、アセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう取り組んでおります。

<原則3 - 1 情報開示の充実>

当社では、株主・投資家のみなさまへの情報開示を充実させるべく、以下の取り組みを行っております。

(1)経営理念、経営戦略・経営計画等の開示 経営理念、経営戦略・経営計画等につきましては、当社ホームページ、明電舎レポート(統合報告書)をはじめとする各種発行物等で開示しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬につきましては、一定の基準に従い、その額を決定しております。取締役報酬は、業績連動型の年俸制報酬としており、基本報酬とインセンティブ報酬により構成されます。

このうち、インセンティブ報酬は、短期的なインセンティブとしての業績連動型報酬と、中長期的なインセンティブとしての株式取得目的報酬で構成され、株式取得目的報酬については、役員持株会に拠出し株式を取得することとしております。

2017年度に設置した任意の報酬委員会(独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役2名、取締役会長、取締役社長の4名で構成。2018年度に指名・報酬委員会に移行)において、報酬制度の内容とその報酬額(報酬制度の基準に沿って算出された金額であること、かつ株主総会で決議された報酬枠の範囲内であること)につき客観的な視点から確認・審議を行い、取締役会において決定しております。

(4)当社取締役の選任につきましては、個々の取締役の能力、見識及び経験等に基づき、取締役会全体としての多様性とバランスを確保し、当社の企業価値向上に資する適切な人材を配置することを基本的な方針としております。

上記を踏まえ、取締役会の意思決定機能・監督機能の強化に資する人選を行い、独立社外取締役を主要な構成員とし、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会の諮問を経て、取締役会の決議により指名し、取締役候補を株主総会に上程することとしております。

なお、取締役の解任につきましては、法令又は定款に違反する行為及び取締役の選任方針から著しく逸脱する行為が判明した場合は、指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会が解任手続きをとることとしております。

また、当社監査役の選任につきましては、会計、財務、法務の知見を有する者をバランスよく配置することを基本的な方針としております。

(5)取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明につきましては、第155期定時株主総会招集通知参考書類中の選任議案部分で候補者とした理由を記載いたしました。

<原則4 - 1 - 1 取締役会の役割・責務>

当社は、2003年6月より執行役員制を導入し、あわせて取締役会の機能強化を図り、取締役会が有する「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行機能」とを分離し、前者を取締役に付与し、後者を代表取締役及び代表取締役から権限委譲された執行役員に付与しております。

これにより、取締役会は当社グループ全体の視点に立った経営意思決定と経営全般を指揮監督する役割責任を担っております。

取締役会により選任された執行役員は、取締役会が決定する当社グループ経営方針に従い、代表取締役から権限委譲された範囲での特定の業務執行における役割責任を担い、代表取締役の業務・監督を受けながら、機動的な業務執行を行っております。

<原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用>

当社は、独立社外取締役を2名選任しております。

竹中裕之氏、安井潤司氏とともに、高い見識と豊富な経営経験をお持ちであり、その見識と経験に基づく指導と監督を受けるため、社外取締役に選任しております。

また、当社及び当社グループ会社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また、当社が報酬を支払う専門家や主要株主でもなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

<原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

当社は、以下(1)から(4)を踏まえ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断した者を独立社外取締役の候補者として選定しております。

- (1)当社及び当社グループ会社の業務執行者ではないこと
- (2)主要な取引先の業務執行者ではないこと
- (3)当社が役員報酬以外の報酬を支払う専門家ではないこと
- (4)主要株主の業務執行者ではないこと

<補充原則4 - 11 - 1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件>

当社取締役の選任につきましては、個々の取締役の能力、見識及び経験等に基づき、取締役会全体としての多様性とバランスを確保し、当社の企業価値向上に資する適切な人材を配置することを基本的な方針としております。

取締役の員数を、当社の経営課題について十分に議論が尽くせる員数として10名から15名の範囲内を適性骨格としております。

上記を踏まえ、取締役会の意思決定機能・監督機能の強化に資する人選を行い、独立社外取締役を主要な構成員とし、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会の諮問を経て、取締役会の決議により指名し、取締役候補を株主総会に上程することとしております。

なお、取締役の解任につきましては、法令又は定款に違反する行為及び取締役の選任方針から著しく逸脱する行為が判明した場合は、指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会が解任手続きをとることとしております。

また、当社監査役の選任につきましては、会計、財務、法務の知見を有する者をバランスよく配置することを基本的な方針としております。

<補充原則4 - 11 - 2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件>

取締役、監査役の兼任については毎年兼務状況を調査し、総会添付書類(事業年度毎の報告書)の事業報告や、コーポレートガバナンス報告書等で開示しております。

<補充原則4 - 11 - 3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件>

当社では、取締役会における意思決定機能・監督機能と執行役員へ権限を委譲した業務執行機能を分離させ、取締役会においてはより監督機能の高い審議決議を行うこととしております。

また、取締役会における審議の活性化のため、社外取締役・社外監査役の意見をふまえ、適宜運営の分析・評価を行ったうえで、取締役会運営の改善・新規取り組み等を行っております。

取締役会においても年度を通じた評価を行い実効性が確保されていると判断しております。

評価において、取締役会以外の場での事前説明や意見交換等の更なる活用を通じ、より一層の審議活性化を推進するという方向性が確認されました。

今後も取締役会の更なる実効性向上に向けた取組みを推進してまいります。

< 補充原則 4 - 14 - 2 取締役・監査役のトレーニング >

当社では、取締役会における意思決定機能や監督機能を強化するため、当社事業に対するより深い理解と経営課題の認識と共有が必要であると考えており、そのための取組みとして取締役会メンバーによる意見交換会の場や、新任社外役員向けの当社事業説明プログラムを策定し、当社の事業説明の場を設け、事業説明や意見交換を実施しております。

また、取締役や監査役として必要となる知識をより深めるため、また、当社として特に強化したいと考えるテーマ等について、外部専門家による研修会を実施しております。

< 補充原則 5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針 >

当社では、当社の中長期的な企業価値向上に資する対話を希望する株主との対話を行う際には、合理的な範囲で経営陣幹部が対応することを方針としております。

体制として、IRを担当する役員を置き、IR担当部署を中心に、機関投資家をはじめとする株主との建設的な対話と対外的な情報発信力の強化のための活動を行っております。

今後も、決算説明会や個人投資家向け説明会、個別IR、カンファレンス、当社HPや明電舎レポート等の発行物による情報開示等をさらに充実させ、株主や投資家のみなさまとの継続的な対話を実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,704,600	5.94
住友電気工業株式会社	2,631,385	5.78
株式会社三井住友銀行	2,241,835	4.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,222,800	4.88
日本電気株式会社	1,746,150	3.84
三井住友信託銀行株式会社	1,500,000	3.29
住友生命保険相互会社	1,061,400	2.33
明電舎従業員持株会	957,571	2.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	772,800	1.70
JP MORGAN CHASE BANK 385151	653,683	1.44

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	15 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
竹中 裕之	他の会社の出身者											
安井 潤司	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹中 裕之	○	独立役員	同氏の高い見識と豊富な経営経験による指導と監督をうけるため、社外取締役に選任しております。当社及び当社グループ会社、主要な取引先の業務執行者でなく、また、当社が報酬を支払う専門家や主要株主等でもなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
安井 潤司	○	独立役員	同氏の高い見識と豊富な経営経験による指導と監督をうけるため、社外取締役に選任しております。当社及び当社グループ会社、主要な取引先の業務執行者でなく、また、当社が報酬を支払う専門家や主要株主等でもなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取 締役

補足説明 更新

当社では、2017年度に任意の報酬委員会を設置し、2018年度に任意の指名委員会に相当する機能を追加し、指名・報酬委員会として設置しました。

指名・報酬委員会の委員長は独立社外取締役が務め、独立社外取締役2名、取締役会長、取締役社長の4名で構成されます。

取締役の選任につきましては、個々の取締役の能力、見識及び経験等に基づき、取締役会全体としての多様性とバランスを確保し、当社の企業価値向上に資する適切な人材を配置することを基本的な方針としております。上記を踏まえ、独立社外取締役を主要な構成員とし、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会の決議に依り指名し、取締役候補を株主総会に上程することとしております。

また、取締役報酬につきましては、指名・報酬委員会において、報酬制度とその報酬額(報酬制度の基準に沿って算出された金額であること、かつ株主総会で決議された報酬枠の範囲内であること)につき客観的な視点から確認・審議を行い、取締役会において決定しております。

2018年度は4回開催され、株主総会賞与議案の内容確認、報酬制度の精査・改定、2019年度役員体制などの審議を行いました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	8名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、主に取締役及び執行役員の職務執行を監査し、会計監査人は、会社の会計の状況を監査することで、相互に補完して監査に当たっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
秦 喜秋	他の会社の出身者													
縄田 満児	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
秦 喜秋	○	独立役員	同氏の高い見識と豊富な経営経験により監査業務の強化を図るため、社外監査役に選任しております。当社及び当社グループ会社、主要な取引先の業務執行者でなく、また、当社が報酬を支払う専門家や主要株主等でもなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
縄田 満児	○	独立役員	同氏の高い見識と豊富な経営経験により監査業務の強化を図るため、社外監査役に選任しております。当社及び当社グループ会社、主要な取引先の業務執行者でなく、また、当社が報酬を支払う専門家や主要株主等でもなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

報酬は、基本報酬とインセンティブ報酬により構成されます。
インセンティブ報酬の中には、短期的なインセンティブとしての業績連動報酬と、中長期的なインセンティブとしての株式取得を目的とした報酬を組み込んでおります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

第155期事業年度における当社の取締役への報酬は406百万円(うち社外取締役への報酬12百万円)です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

取締役報酬は、業績連動型の年俸制報酬としており、基本報酬とインセンティブ報酬により構成されます。

このうち、インセンティブ報酬は、短期的なインセンティブとしての業績連動型報酬と、中長期的なインセンティブとしての株式取得目的報酬で構成され、株式取得目的報酬については、役員持株会に抛出し株式を取得することとしております。

2017年度に設置した任意の報酬委員会(2018年度からは指名・報酬委員会に移行)において、報酬制度の内容とその報酬額(報酬制度の基準に沿って算出された金額であること、かつ株主総会で決議された報酬枠の範囲内であること)につき客観的な視点から確認・審議を行い、取締役会において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会事務局は、社外取締役及び社外監査役に対しては付議事項及び関連資料を事前に送付し必要に応じて説明を行い、それらにつき質問等があれば回答できるようにしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
片岡 啓治	特別顧問	他社社外取締役、業界団体対応等	常勤、報酬有	2013/6/26	1年
稲村 純三	特別顧問	業界団体対応等	常勤、報酬有	2018/6/27	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

2名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は、監査役設置会社ですが、2003年6月より執行役員制を導入し、あわせて取締役会の機能強化を図り、取締役会が有する「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行機能」とを分離し、前者を取締役に付与し、後者を代表取締役及び代表取締役から権限委譲された執行役員に付与しております。

これにより、取締役会は明電グループ全体の視点に立った経営意思決定と経営全般を指揮監督する役割責任を担っております。

取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、当社の重要な業務執行に関する事項、事業課題及び経営課題に関して議論を行っております。2018年度は取締役会を13回開催し、全取締役の出席率が100.0%です。

取締役の員数は9名であり、この員数は、激変する事業環境において、十分な議論を尽くし、的確かつ迅速な意思決定が行える規模であると考えております。また、取締役会を構成する取締役9名のうち2名を社外取締役としており、業務執行に対する監督機能を充実させ、コーポレートガバナンスを強化しております。

取締役会により選任された執行役員は、取締役会が決定する明電グループ経営方針に従い、代表取締役から権限委譲された範囲での特定の業務執行における役割責任を担い、代表取締役の業務監督を受けながら、機動的な業務執行を行っております。

このようにコーポレートガバナンスの実効性の確保を図る一方、当社内の経営陣と利害関係を有さない独立性のある社外取締役を選任しており、一般株主の利益相反の可能性も回避できる体制を採用しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

2.「現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要」に記載のとおりです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の3週間前を目途に招集通知を発送しています。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2018年度より、東京又は地方都市にて定期的に個人投資家向けに説明会を開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算発表後に説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、同補足資料のほか、決算説明会配布資料などを公開しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当は広報・IR部で、専任の担当者を置いております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境対策については、専任組織を中心とした全社的な推進体制を確立し、環境保全活動を展開しております。また、CSR経営の推進を主要な取組みテーマとして掲げ、経営戦略として発展的な活動に取り組んでおります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【内部統制に関する基本的な考え方】

当社は、「より豊かな未来をひらく」を企業使命とし、「お客様の安心と喜びのために」を提供価値とする企業理念のもと、人と地球環境を大切に
する企業として公正かつ誠実な企業活動に徹し、常に新しい技術と品質を追求しつつ利益重視の経営を行うことにより社会への還元に努めること
を企業集団の基本姿勢としております。

この基本姿勢を担保するには、会社経営における自律と自治を確保することが不可欠であり、その自律と自治を確保することがコーポレートガバ
ナンスであって、それを具体化するものが「業務の適正を確保するための体制」(会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条)の整
備に関する基本方針であると考えます。

【会社の機関及び業務の適正を確保するための体制の整備の状況等】

(1) コンプライアンス体制につきましては、2003年1月よりコンプライアンスプログラムを構築しており、トップから従業員まで全社を挙げてコンプラ
イアンスに基づく企業行動の徹底を図り、当社の健全な自治確立と社会的信用の蓄積に寄与することに努めております。

コンプライアンスに基づく企業行動を徹底するための重要方針を審議し、立案し、推進するため、代表取締役又は役付執行役員を委員長とする
コンプライアンス委員会を設置しており、年2回、定期的に当該委員会を開催しております。また、コンプライアンスに関する問題が生じた場合は、
必要に応じて、臨時に開催することにしております。

各職場においては、全国で155名のコンプライアンスマネージャを配置し、担当する職場が法令・定款・社内規程等の社会的規範に従って業務を
遂行しているか否かの確認や、担当する職場の従業員からのコンプライアンスに関する相談窓口としての役割を担っております。

また、コンプライアンスに関する問題が生じた場合や生じるおそれのある場合の通報窓口として、コンプライアンス・ホットラインを設置し、書面、
電話、電子メールによる相談を受け付けております。

なお、当社グループ会社においても、当社に準じた体制を構築しております。

2006年4月より「公益通報者保護規程」を設けるとともに、法令違反等を発見した従業員等が通報する窓口として、社内窓口(コンプライアンス事
務局)及び社外窓口(法律事務所)を設置し、書面、電話、電子メール、ファクシミリによる相談を受け付けております。

これにより、組織的又は個人的な法令違反等について通報した者に対する不利益な取扱いを防止し、前述のコンプライアンス体制と相まって当
社の健全な自治確立と社会的信用の蓄積に寄与することに努めております。

(2) 内部監査につきましては、各部門の業務運営の制度と業務実施状況を監査し、財産の保全と経営効率の向上を図り、収益力向上に貢献する
ことを目的とする専門部署を設置しており、業務執行に対する監督機能を強化しております。

(3) 監査役監査につきましては、公正不偏な立場での適切な監査の実施により、会社の健全なる発展に寄与し、株主の負託に応えとともに会社
の社会的信用の維持向上に努めることを方針としております。監査役の員数は4名(うち社外監査役2名)で、監査役監査を補佐するために、監査
役の指揮・監督の下職務に従事する2名の専属スタッフを配置しております。

(4) 会計監査につきましては、わが国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査を、有限責任あずさ監査法人が行って
おります。なお、当該監査法人又は業務執行社員との間には特別の利害関係はなく、適切な会計監査を受けております。

内部監査、監査役監査、会計監査法人監査はそれぞれ独立して実施しておりますが、内部監査部門、監査役、会計監査人とも連携を密にし、監
査効率の向上を図っております。

そのほか、会社の業務執行において、執行側の顧問弁護士から必要に応じて助言を受けております。

なお、監査側も別の顧問弁護士と契約し、必要に応じて助言を受けており、当該弁護士に公益通報社外窓口を依頼しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

当社は、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体には、断固たる態度をとること」を、企業行動規準において示して
おります。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

当社では、反社会的勢力排除に向けて、警察・弁護士等の外部の専門機関との連携をとり、情報の収集を行うとともに、弁護士による社内研修
を行うなど、反社会的勢力による不当要求に備えた対応を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、2008年4月28日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第127条本文に規程されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第127条第2号ロ）として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入しました。

本プランは、当社株式の大量取得が行われる場合に、株主のみなさまが適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

当社は、本プラン導入に関する株主のみなさまのご意思をお諮りするため、2008年6月27日開催の第144期定時株主総会において、第4号議案「定款一部変更の件」及び第55号議案「当社株式の大量取得行為に関する対応策承認の件」を上程し、いずれも原案どおり株主のみなさまのご承認をいただきました。

また、2017年6月28日開催の第153期定時株主総会において、第6号議案「当社株式の大量取得行為に関する対応策更新の件」を上程し、原案通り株主のみなさまのご承認をいただきました。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 **更新**

1. 当社のコーポレート・ガバナンス体制について

当社グループは、「より豊かな未来をひらく」を企業使命とし、「お客様の安心と喜びのために」を提供価値とする企業理念のもと、人と地球環境を大切にす企業として公正かつ誠実な企業活動に徹し、常に新しい技術と高い品質を追求しつつ利益重視の経営を行うことにより社会への還元

に努めることを企業集団の基本方針としております。
この基本姿勢を実行に移すため、2006年5月の当社定時取締役会において「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針」を策定しました。

当社は、監査役設置会社ですが、2003年6月より執行役員制を導入し、あわせて取締役会の機能強化を図り、取締役会が有する「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行機能」とを分離し、前者を取締役に付与し、後者を代表取締役及び代表取締役から権限移譲された執行役員に付与しております。これにより、取締役会は明電グループ全体の視点に立った経営意思決定と経営全般を指揮監督する役割責任を担っております。取締役会の員数は9名であり、この員数は、激変する事業環境において、十分な議論を尽くし、的確かつ迅速な意思決定が行える規模であると考えています。また、取締役会を構成する取締役9名のうち2名を社外取締役としており、業務執行に対する監督機能を充実させ、コーポレートガバナンスを強化しております。取締役会により選任された執行役員は、取締役会が決定する明電グループ経営方針に従い、代表取締役から権限委譲された範囲での特定の業務執行における役割責任を担い、代表取締役の業務監督を受けながら、機動的な業務執行を行っております。

2. 当社グループの会社情報の適時開示に係る体制について

上記の経営監督・執行体制のもと、証券取引に関連する法令及び証券取引所の諸規則を遵守しながら、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの当社の事業内容、業績等の理解促進と、その適正な評価獲得に努めております。

当社グループに関する重要な財務的・社会的・環境的側面の情報（以下、経営関連情報）について公正かつ適時・適切な開示を行うべく、当社関係各部門及びグループ各社が緊密に連携しながら情報開示活動を行っております。

関係各部門は各々の視点から経営関連情報を分析し、各部門が連携して適切な開示内容や方法、開示時期を検討、決定しております。また、当社の経営意思決定機関である常務会、取締役会とも連携し、機関決定後遅滞のない情報開示に努めております。